○総務省告示第一〇五号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十四条第二号の規定に基づき、損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準（平成二十年総務省告示第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

第一の一の1中「。以下「法」という。」及び「。以下「令」という。」を削る。

第一の一の2(1)中「及び地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人及び受益権を有する信託の受託者」に改め、同(3)中「この告示」を「本基準」に改め、同(7)中「の規定に基づき設立された法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人を含む。）」を「第２条第１号に規定する一般社団法人等」に改める。

第一の二及び第一の三を次のように改める。

二　損失補償債務等の評価の区分

損失補償債務等負担見込額は、次の区分ごとに定める基準に従って算定するものとする。

１　地方公共団体の財政援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償（２に掲げるものを除く。）

(1) 民間の金融機関等からの借入れ等の債務に係る損失補償（(2)に掲げるものを除く。）

(2) 国の政策金融機関からの超長期の借入れを行う法人の借入れ等の債務に係る損失補償

２　公的保証機関の保証、制度融資等に係る損失補償

(1) 公的保証機関の保証債務に係る損失補償

(2) 制度融資に係る金融機関等の貸付けに係る損失補償

３　その他の形態の損失補償又は保証

三　評価結果の適切な開示

個々の法人に係る評価結果の公表については、法令に基づき適切に対処するものとするとともに、関係者の理解が得られるよう留意するものとする。



（注）この目安は「第12条第５号」から「第14条第２号」までを参照。

第11の1の1ロ「方法によって」を「方式によって」に改め、同(1)ロ「ハの方式」を「ハの方法」に改め、同(1)イロ「債務者区分」を「二の1に規定する債務区分」に改め、同(1)ロロ「事象から」の次に「二の1に規定する債務区分を」を加え、同(1)ハロ「格付け等の専門の第三者の評価から」を「格付から二の1に規定する債務区分を」に改め、同(2)ロ「方法」を「方式」に改める。

第11の1の2ロ「行っている出資法人等の債務等」を「行っている出資法人等の債務」に、「、出資法人等の債務等」を「、当該損失補償付債務」に改め、同(1)ロ「すべて」を「全て」に、「1の」を「一の」に、「損失補償残高」を「損失補償の残高」に改め、同(3)ロ「格付け等の専門の第三者の評価から」を「格付から債務区分を」に改める。

第11の11の1ロ「とは、」の次に「3及び5又は7に定めるところにより」を加え、「当該損失補償を付した金額」を「当該損失補償付債務に対して損失補償を行っている額」に改め、同(2)から(5)までの規定ロ「地方団体」を「地方公共団体」に改める。

第11の11の2ロ「区分」を「算定」に改める。

第11の11の3(1)ロ「方式を」を「方法を」に改め、同(1)ハロ「一般社団法人等である農地保有合理化法人

」を「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に規定する農地中間管理機構（農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成25年法律第102号）に規定する旧農地保有合理化法人を含む。）」に改め、同②から④までの規定中「「純資産の状況」を「「貸借対照表上の純資産」に、「ついて」を「ついては」に改め、「定められた債務区分に」を削り、同⑤中「不動産取引型法人の基準」を「(4)」に、「第９条第２号」を「第10条第２号」に改め、「という。）」の次に「に係る損失補償付債務について、当該法人」を加え、同⑧中「へまで」を「ニまで」に改め、同⑧ロ中「使用料」を「使用料等」に、「ものであっても」を「ものであって」に改め、同⑧ハ中「規定に準じた」及び「例に準じた」を「例により」に改め、同⑨中「付している」を「行っている」に改め、「の貸付金」の次に「（規則第14条第３号の貸付金及び規則附則第３条の貸付金を除く。）」を加え、同⑩中「試算して」を「算出して」に改める。

第11の11の４中「標準評価方式による財務諸表等に基づく」を「財務諸表評価方式による」に改める。

第11の11の５中「出資者等」を「出資地方公共団体」に、「方式を」を「方法を」に改める。

第11の11の７中「格付け等の専門の第三者の評価から」を「格付から債務区分を」に改め、同⑴中「出資

法人等が」を「、「受けていない場合において」を「受けていない出資法人等が」に、「にあっては」を「であって、当該出資法人等の債務の全額に損失補償を行っている場合には」に、「格付け」を「格付」に、「できる。」を「できるものとし、」に改め、「において、当該出資法人等の債務の全額に損失補償を付している場合」を「、同②中「出資法人等が」及び「損失補償、出資及び貸付けのほか、」を「、「財政支援」の次に「（損失補償、出資及び貸付けを除く。）」を加え、「受けていない場合において」を「受けていない出資法人等が」に、「格付けを」を「格付を」に改め、「取得している場合」の次に「であって、当該出資法人等の債務の全額に損失補償を行っている場合」を加え、「格付けに」を「格付に」に、「できる。」を「できるものとし、」に改め、「において、債務区分の分類は当該法人の債務の全額に損失補償を付している場合」を「、同②十中「中堅企業格付け」を「中堅企業格付」に改め、同②く中「ＪＣＲ中堅・中小企業格付け」を「ＪＣＲ中堅・中小企業格付」に改める。

第11の3の1中「ことを」を「方式を」に、「にあっても、損失補償付債務」を「であっても、損失補償を行っている額」に改める。

第11の3の3(1)中「。ただし、損失補償付債務の10％を下回る額を損失補償債務等負担見込額とすること

はできないものとする」を削る。

第11の11の４(1)中「第６条第２号」を「第６条第１項第２号」に改め、同(2)中「第６条第４号」を「第６条第１項第４号」に、「同条第２号」を「同項第２号」に改める。

第11の12の１中「をいう」の次に「。２において同じ」を加える。

第11の12の３(1)中「が付された」を「の対象である」に、「異なる」を「他の」に、「設立団体である」を「損失補償を行っている」に改め、同(2)中「設立団体」を「地方公共団体」に改める。

第13中「公的信用保証、」を「公的保証機関の保証、」に改める。

第13の１中「（以下「公的信用保証」という。）」を削り、「損失補償債務の」を「損失補償の対象である債務の」に改める。

第13の２中「金融機関等と地方公共団体の契約に基づき、金融機関等が不特定多数の事業者等に融資を行う場合において、」を「制度融資において」に、「損失補償付債務」を「損失補償の対象である債務」に、「対象年度の」を「当該年度の前年度における」に、「損失補償債務の」を「損失補償の対象である債務の」に改め、「得た値」の次に「をいう。３において同じ。」を加える。

第四の３中「損失補償実行率」の次に「に相当する率」を加える。

第四の４中「損失補償対象債権」を「損失補償の対象である債務」に、「精ちな」を「精緻な」に改める。

第四中「債務保証」を「保証」に、「に係る債務の」を「を行っている」に改める。

第五中「第42条第２項」を「（平成18年法律第50号）第42条第２項」に、「にあっては、」を「の債務に対する損失補償に係る一般会計等負担見込額の算定については、本基準における損失補償債務等負担見込額の例によるものとする。この場合において、」に改め、「原則とする。」の次に「また、」を加える。

別紙１―１、１―２及び１―３中「Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＥの」を「Ａ（正常償還見込債務）、Ｂ（地方公共団体要関与債務）、Ｃ（地方公共団体要支援債務）、Ｄ（地方公共団体実質管理債務）及びＥ（地方公共団体実質負担債務）の」に、「資産超過額とは、資産の額が負債の額を超える場合において」を「債務超過額とは、負債の額が資産の額を超える場合における」に改める。

別紙２中「地方団体」を「地方公共団体」に改める。

別紙３中「格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法」を「格付から債務区分を判定する方法（適格格付機関の依頼格付に基づく判定）」に、「地方団体」を「地方公共団体」に改める。

同第４号「格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法」を「格付から債務区分を判定する方法（適格格付機関の依頼格付以外の格付に基づく判定）」に、「中堅企業格付け」を「中堅企業格付」に、「ＪＣＲ中堅・中小企業格付け」を「ＪＣＲ中堅・中小企業格付」に、「地方団体」を「地方公共団体」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。